

新技術実証栽培施設（ポットファーム栽培施設）

委託事業者募集要項

沖縄県宮古島市

目次

1. 目的	3
2. 募集の概要	
(1) 管理対象施設の概要	3
(2) 対象者	3
(3) 委託期間	3
(4) 委託料	3
(5) 募集期間	3
(6) 施設の視察	3
(7) 委託事業者の募集及び選定方法	4
(8) プレゼンテーション審査について	4
(9) 選定結果	4
3. 委託事業者に関する事項	
(1) 委託事業者が行う実証事業の留意事項	4
(2) 事業に関する経費等	4
4. 委託事業者の募集及び選定に関する事項	
(1) 応募資格	4
(2) 提出書類	5
(3) 募集手続等	5
5. その他	
(1) 事務引継	8
(2) 事業実施状況の報告等	8
(3) お問い合わせ	8

別紙

1	ポットファーム栽培施設位置図
2	ポットファーム栽培施設図面
3	仕様書
4	申請書
5	事業計画書
6	質問用紙
7	採点表

新技術実証栽培施設（ポットファーム栽培施設）

委託事業者募集要項

1. 目的

本施設を活用し、生産力及び収益性向上につながる低コスト栽培技術、省力機械の開発など農業に関係する実証、研究を行い地域のニーズに応える研究開発ができる委託事業者を募集します。

2. 募集の概要

(1) 管理対象施設の概要

① 施設の名称

ポットファーム

② 施設の所在地（別紙1 ポットファーム栽培施設位置図のとおり）

宮古島市上野字野原1190-204

③ 実証施設の概要（別紙2 ポットファーム栽培施設図面のとおり）

ア 軽量H形鋼大屋形 1, 143.9㎡

（ハウス）

間口12.3m×奥行45.0m×2連棟=1, 107㎡

（機械室）

間口12.3m×奥行3.0m=36.9㎡

イ 管理棟 94㎡

(2) 対象者

① 宮古島市に住所を有する者。または、市長が認める者

② 実証栽培の計画を立て、実証後結果をまとめて成果報告できる者

(3) 委託期間

契約締結日～令和8年3月31日（3年間）

(4) 委託料 0円

※実証事業により栽培した作物の収益を対価とする。

受託者は実証の成果物を報告し、本事業に伴い生じた知的財産権は、受託者または、第三者が従前から保有しているものを除き、市に帰属する。

(5) 募集期間

令和5年1月23日～令和5年2月10日

(6) 施設の視察

希望者は視察の日程調整を行いますので農政課に問い合わせをお願いします。

- (7) 委託事業者の募集及び選定方法
一般公募提案方式で募集し、選定委員会のプレゼンテーション審査で決定する。
- (8) プレゼンテーション審査について
実 施 日：2月22日（水）
会 場：宮古島市役所 3階
プレゼン時間：15分
質 疑 応 答： 5分
※詳細な日時、場所は申請期間終了後に申請者へ通知致します。
- (9) 選定結果
選定結果は、可否に関わらず、本市から郵送で通知。

3. 委託事業者に関する事項

- (1) 委託事業者が行う実証事業の留意事項
委託事業者が実証事業を行うに当たり、次の事項を遵守すること。
 - ① 仕様書（別紙3）に沿った実証事業を行うこと
 - ② 事業計画等に基づき、適正かつ効率的な実証事業を行うこと
 - ③ 委託事業者が実証事業を行うにあたり作成し、又は取得した文書等については適正な管理・保存を行うこと
 - ⑤ 施設内の機械器具等を利用する場合は、定期点検及びその管理を行うこと
 - ⑥ 作業全般に係わる安全対策の実施を行うこと
 - ⑦ 第三者に委託し又は請け負わせることはできない
 - ⑧ 利用期間内であっても、実証事業を継続することが適当でないとき、許可を取り消すことが出来る
- (2) 事業に関する経費等
事業費については、委託事業者の自己負担で対応するものとする

4. 委託事業者の募集及び選定に関する事項

- (1) 応募資格
 - ① 作物を栽培する農家であって個人、または法人など（以下「事業者」という。）であり次の各号に該当するものとする。
 - ア. 宮古島市に住所を有する事業者
 - イ. ポットファームの委託目的を十分理解し、実証事業にあたっての知識等を有する事業者
 - ウ. 委託事業者許可期間中、安全円滑にポットファームを活用でき、かつ農作物生産の技術を有し、生産実績を有した事業者
 - エ. 宮古島市の納税義務を果たしている事業者

- オ. その他、市長が認める事業者
- ② 次の各号に該当する者、又は団体等は応募することが出来ません。
 - ア. 破産者及び禁固以上の刑に処されている役員等がいる事業者
 - イ. 会社更生法第30条又は民事再生法第21条の規定による更正手続又は再生手続の申立がなされていて、更正手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていない事業者
 - ウ. 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、宮古島市における一般競争入札等の参加を制限されている事業者
 - エ. 地方自治法第92条の2又は第180条の5第6項の規定する役員等がいる事業者
 - オ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う役員等がいる事業者

(2) 提出書類

提出書類は以下の書類を提出すること。

- ① 申請書（別紙4）
- ② 事業計画書（別紙5）
- ③ 納税証明書（令和4年度）
- ④ その他市長が必要と認める書類

(3) 募集手続等

- ① 募集要項等について（郵送による配布無し）

申請書類はHP、又は農政課窓口にて配布。配布に関しては以下の通りとする。

ア. 配布場所

沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市 農林水産部 農政課

イ. 配布期間及び時間

令和5年1月23日（月）～令和5年2月10日（金）（土日祝祭日を除く）

9時～17時まで（12時から13時までを除く）

- ② 申請書類の提出先及び受け付け案内

ア. 提出先

沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市 農林水産部 農政課

イ. 提出期間及び受付時間

令和5年1月23日（月）～令和5年2月10日（金）までに提出

受付は9時～17時まで（12時から13時、土日祝祭日を除く）とする。

ウ. 提出方法

メールまたは農政課窓口提出（**令和5年2月10日（金）17時**まで必着）

エ. 申請に当たっての留意事項

1. 申請書類提出期限までに所定の書類の提出がなかった場合、申請はなかったものとして取り扱う。
2. 不当な要求の禁止
申請者及び申請者の代理人並びに関係者が申請に対する不当な要求を行った場合は失格となる場合がある。
3. 共同事業体の構成団体の変更
共同事業体で申請する場合、代表団体及び構成団体の変更は認められない。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行に支障がないと宮古島市が判断した場合には、変更を可能とすることもある。
4. 応募の辞退
申請書類を提出した後に、応募を辞退する場合には、任意の文書により応募辞退届を提出すること。
5. 提出内容の変更の禁止
軽微なものを除き、提出された書類の変更は認めない。
6. 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効
申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とする。
7. 申請書類の返却
申請書類は理由の如何に問わず返却しない。
8. 費用負担
申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とする。
9. 本事業案で知り得た情報について、応募者は第三者への公開及び他目的への使用を禁ずる。ただし、以下の情報についてはその対象としない。
 - ・ 公知となっている情報
 - ・ 第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

③ 質問について

質問用紙（別紙6）は市のHP、又は農政課にて記載し、期間や提出は以下のとおりとする。

ア、提出先

沖縄県宮古島市平良字西里1140番地
宮古島市 農林水産部 農政課

イ、配布期間及び時間

令和5年1月23日～令和5年2月3日（金）（土日祝祭日を除く）
9時～17時まで（12時から13時までを除く）

ウ、提出方法

F A X、メール、又は農政課窓口へ提出

エ、回答方法

F A X、メール、又は文書にて回答

④ 委託事業者の候補の選定

ア. 選定（審査）の方法

委託事業者の選定に当たっては、プレゼンテーションで審査し、「選定委員会」において評価し選定する。

イ. 審査基準

次に掲げる採点表（別紙7）により審査し、最も適切に施設を活用する事ができると認められるものを優先交渉権者と確定する。

審査項目	採 点				
【1. 実証する作物について】					
(1) 生産力や収益性の向上につながる作物であるか	1	2	3	4	5
(2) 宮古島ブランドになりうる可能性があるか	1	2	3	4	5
【2. 実証の内容について】					
(1) 実証・研究を取り入れた内容になっているか	1	2	3	4	5
(2) 普及促進の可能性があるか	1	2	3	4	5
(3) 就農者の育成につながる事業か	1	2	3	4	5
(4) 地域の実情（ニーズ・問題点）に応える内容か	1	2	3	4	5
【3. 成果結果の報告について】					
(1) 実証内容が反映されているか	1	2	3	4	5
(2) 数値化するなどわかりやすい内容か	1	2	3	4	5
(3) 改善点や課題などが整理された内容か	1	2	3	4	5
【4. 施設の管理・運営について】					
(1) 実証事業の内容と経営体制は妥当か	1	2	3	4	5
(2) 実証に必要な実績、資格等を有しているか	1	2	3	4	5
(3) 施設の維持管理計画は適当か	1	2	3	4	5

⑤ 選定結果の通知

ア. 選定結果については、「選定委員会」において委託事業者が選定され次第、その結果はすべての応募者に通知する。

イ. 選定結果の通知の後、選定した候補者が不相当と認められる事態が発生した場合は、再度の選定後、再度通知する。

5. その他

(1) 事務引継

事務引継に要した経費は、全て委託事業者が負担とする。

(2) 事業実施状況の報告等

①報告書について

報告書は事業完了後、速やかに報告し、事業計画書と報告書と照らし合わせながら状況確認を行う。ただし、農政課が必要と認める場合には進捗状況を報告する。

②成果物について

ア 成果物の提出

毎年度5月31日又は契約書に示した期間

イ 納品場所

宮古島市役所 農林水産部 農政課

(3) お問い合わせ

〒906-0012

沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市農林水産部農政課

電話：0980-79-7813

FAX：0980-79-7816

メール：ns.nousei@city.miyakojima.lg.jp